

事務所便り

2021年4月号
2021年4月20日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

4月上旬の吹雪には驚きましたが、また穏やかな気候に戻りました。
ゴールデンウィークには、桜も満開になるはずです。どこかに行きたい今日この頃、早く普通の生活に戻りたいものです。

決算関連の注意事項

税理士 鎌田 ふくみ

1. コロナ感染症関連

コロナ感染症関連に伴う雇用調整助成金の収益計上時期については、先月号でも取上げましたが、所得拡大促進税制との関連についても、ご注意ください。

収益計上事業年度・給与控除事業年度が「泣き別れ」になる可能性があります。

▶ 収益計上時期

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置による雇用調整助成金の収益計上時期は、交付決定日の属する事業年度となります。(新型コロナ FAQ5: 問7)

▶ 所得拡大促進税制の適用判定

雇用者給与等支給額等の計算基礎「給与等」には休業手当もふくまれます。ただし、その「給与等」に充てるため「他のものから支払いを受ける金額」は「給与等」から控除します。雇用調整助成金も「他のものから支払いを受ける金額」に該当します。

休業等の事実があった日の属する事業年度で、控除を行います。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置による雇用調整助成金は、控除の時期に注意が必要です。

※なお、令和3年度改正により、令和4年3月期以降は、適用要件の判定にあたり、雇用調整助成金は控除しないことになりましたので、今期特別の注意事項になります。

2. 消費税の申告期限の特例（法人）の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人については、「消費税申告期限届出書」を前提に、申告期限が1月延長されます。

届出書の提出日の属する課税期間からの適用です。

これにより、法人税・消費税ともに足並をそろえる形での期限延長が可能になります。ただし、延長期間に対応する利子税の納付が必要になるのは、法人税と同様の扱いです。ご注意ください。

申告期限の個別延長について

スタッフ&チーフ・オペレーター 庄子 香織

新型コロナウイルス感染症の影響で、期限までに申告・納付が困難な場合、これまでは申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった所定の文言を付記することで、期限延長が認められてきました。

しかし、令和3年4月16日以後は、新型コロナウイルス感染症の影響で申告等ができないやむを得ない理由がある場合、その理由を具体的に記載した、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出が必要になります。

ここでいうやむを得ない理由には、以下のようなものがあります。

- 経理担当部署の社員が感染した、又は濃厚接触した事実があるなど、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなった
- 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること

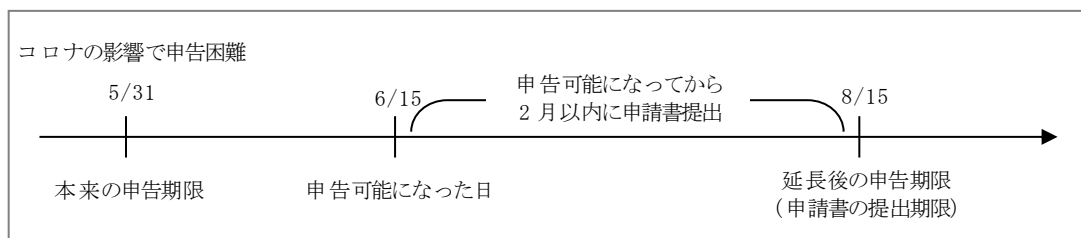
企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務が維持できない状況が生じた場合が対象です。

国税庁のFAQには上記以外の理由についても詳記されていますので、ご参照ください。

申告書や決算書などの申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付を行うことが困難な場合には、困難な理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、個別の申請による期限延長が認められることとなります。

申告書等と申請書を同時に提出した場合は、その提出日が申告・納付の期限となります。

<例> 3月決算法人に係る申告期限の個別延長



個別延長に係る申請書の提出は、法人税、消費税、源泉所得税等、国税すべてが対象となります。詳しくは、スタッフにご相談ください。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月の間は、9時から18時までです。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。